

# 大学院生 資格課程履修希望者対象

## 2024年度 資格課程ガイダンス案内

### 1 専修免許状ガイダンス

#### ○専修免許状取得希望者

同一校種、同一教科の一種免許状をすでに取得している大学院生対象です。資格課程ホームページの【ガイダンス・履修について】の<大学院生、資格課程大学院科目等履修生向け>にあるガイダンス資料「専修免許状について」を確認してください。

### 2 大学院生科目等履修生ガイダンス

#### ○「新規」資格課程科目等履修生

大学院に在籍しながら、科目等履修生として学部設置科目を履修することによって、教職課程（一種免許状）、学芸員養成課程、社会教育主事課程、司書課程及び司書教諭課程の資格取得を希望する者は、4月3日（水）※消印有効までに書類を提出してください。大学院の指導教員の許可が必要となります。また、4月12日（金）までに、ガイダンス動画を視聴し、履修料をお支払ください。

提出方法等詳細については、資格課程ホームページの【科目等履修生制度】の<院生科目等履修生>のページをご確認ください。

※ 期日に遅れた場合、受付できません。

※ 必ずガイダンス動画を視聴し各課程の内容について理解したうえで手続きしてください。

※ いったん納入した履修料は返還できません。

■ 科目等履修生（本学大学院生）が博士前期課程から博士後期課程に進学した場合は、新たに手続きをする必要があり、改めて履修料の納入が必要になります。

■ 教育実習又は介護等体験を行うためには科目等履修生として在籍していなければなりません。教育実習、介護等体験の登録手続きをとっただけでは、科目等履修生にはなりませんので、2025年度、教育実習又は介護等体験を行うことを希望する人は、科目等履修生になる手続きを必ずとってください。

以上